

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	地域医療政策課
委 託 業 務 名	令和7年度大津市在宅医療・介護連携支援業務
委 託 業 務 場 所	大津市浜大津四丁目
概 要	在宅医療・介護連携拠点訪問看護ステーションの運営（医療・介護専門職からの相談対応及び情報提供、多職種連携に関する会議・研修会への参画、診療所との連携強化、市内訪問看護ステーション間の連携体制強化等に関する業務）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	15,840,000円（5,280,000円×3か所）
契 約 の 相 手 方	(1)〔所在地〕大津市本堅田五丁目20番10号 アル・プラザ堅田 〔名 称〕琵琶湖大橋病院訪問看護ステーション (2)〔所在地〕大津市際川三丁目35番1号 〔名 称〕訪問看護ステーションヴィーナス24 (3)〔所在地〕大津市富士見台16番1号 〔名 称〕独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院附属訪問看護ステーション
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	在宅医療・介護連携推進事業（介護保険法における地域支援事業）における事業項目「在宅医療・介護連携に関する相談支援」を主とした事業の展開及び充実は、在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療の実現に向け、専門性を活かした総合的な訪問看護事業を展開している訪問看護ステーションが適している。また、地域包括ケアシステムの要となる訪問看護ステーションとして運営するには、在宅療養後方支援病院又は在宅療養支援病院に併設されている事業所でなければ、在宅医療・介護連携拠点における「3つの拠点」として医療介護連携における相談の中核になり得ないため、業務を遂行できる契約の相手方として、北部は琵琶湖大橋病院訪問看護ステーション、中部は訪問看護ステーションヴィーナス24、南部は独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院附属訪問看護ステーションに委託する。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>
---------	--

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。